

## 大阪市食べ残しぜロ推進店舗登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、飲食店や宿泊施設（以下「飲食店等」という。）から排出される食べ残し等の食品ロスの削減を図ることを目的として、食べ残しぜロに資する取組等の食品ロスの削減の取組を行う飲食店等を「食べ残しぜロ推進店」（以下「推進店」という。）として登録を行う制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 推進店に登録できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大阪市内に店舗等を有する飲食店等（持ち帰り及び宅配の提供形態の店舗を含む）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪市規則第102号）第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しないもの

### (登録要件)

第3条 大阪市（以下「本市」という。）は、次の各号に掲げる取組項目を、1つ以上実践する飲食店等を推進店として登録する。

- (1) 小盛りメニュー等の導入
- (2) 食べきりを行った来店者に対する特典の付与
- (3) 食べ残した料理の持ち帰りの推奨（ドギーバッグの活用等）
- (4) 食品ロスの削減の取組（3010運動等）のポスター掲示等の啓発活動の実施
- (5) フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用
- (6) 上記以外の食品ロスの削減に向けた店舗独自の取組

### (申込及び登録)

第4条 推進店に登録を希望する店舗の代表者（以下「登録希望者」という。）は、申込書（第1号様式）に必要書類を添付し、これを大阪市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 市長は、登録希望者から提出された申込書等の内容を確認し、登録要件を

満たしていると認められる場合は、登録希望者を推進店と認定し、登録証（第2号様式）を発行するとともに、本市ホームページに店舗に関する情報を掲載する。

(登録内容の変更)

第5条 推進店は、前条の申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の内容変更届が提出されたときは、必要に応じて本市ホームページに掲載されている当該店舗情報の修正を行う。

(登録の中止)

第6条 推進店は、第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合又は登録の取りやめを希望する場合は、中止届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の中止届が提出されたときは、登録を取り消し、当該店舗情報を本市ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 推進店が第2条又は第3条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき

(2) 所在不明などにより推進店に連絡が取れなくなったとき

(3) その他推進店として適当でないと判断したとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、当該店舗情報の代表者に対してその旨を通知するものとする。ただし、前項第2号により登録を取り消した場合は、通知を省略することができる。

3 登録を取り消された者は、速やかに登録証を本市に返還しなければならない。

4 市長は、登録を取り消したときは、当該店舗情報を本市ホームページから削除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大阪市環境局長が別に定める。

**附則**

この要綱は、平成 29 年 11 月 28 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。

## 「大阪市食べ残しぜロ推進店舗」登録申込書

大阪市長様

申請者（代表者）

住 所：

氏 名：

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪市食べ残しぜロ推進店舗登録制度実施要綱に基づき、登録を申し込みます。

本書に記載する基本情報及び取組内容について、大阪市のホームページ等に掲載されることに同意します。

## 1 基本情報

店舗名				
店舗区分 (該当する□にチェックしてください。複数選択可)	<input type="checkbox"/> 和食	<input type="checkbox"/> イタリア料理	<input type="checkbox"/> フランス料理	<input type="checkbox"/> 中華料理
	<input type="checkbox"/> ラーメン	<input type="checkbox"/> アジア・エスニック	<input type="checkbox"/> うどん・そば	<input type="checkbox"/> すし
	<input type="checkbox"/> カレー	<input type="checkbox"/> 焼肉	<input type="checkbox"/> 好み焼・たこ焼き	<input type="checkbox"/> パン
	<input type="checkbox"/> 惣菜	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	<input type="checkbox"/> その他( )	
	<input type="checkbox"/> テイクアウト専門店 <input type="checkbox"/> 宅配専門店			
店舗所在地	〒 大阪市 区			
電話番号(担当者)	(担当者： )			
ホームページ U R L	http://			

## 2 取組内容 (該当する取組の□にチェックしてください。)

チェック	≪ 取組内容 ≫
<input type="checkbox"/>	小盛りメニュー等の導入(例：小盛りメニュー、ハーフサイズの設定、ごはんの量の調節等)
<input type="checkbox"/>	食べ残した料理の持ち帰り(ドギーバッグの活用等)の推奨
<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減の取組(3010運動等)のポスター掲示等の啓発
<input type="checkbox"/>	フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング) の活用 ※活用しているフードシェアリング [ ]
<input type="checkbox"/>	上記以外の食品ロスの削減に向けた店舗独自の取組 [ ]

※取組を行っていることを証する資料(例：上記取組が記載されたメニュー表、掲示しているポスター等)を添付してください。

## 3. 大阪市食べ残しぜロ推進店舗登録制度実施要綱第2条第2項関係

※以下の内容に該当しない旨の誓約する場合は□にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則(平成23年大阪市規則第102号)第3条に規定する暴力団密接関係者
--------------------------	---

# 大阪市食べ残しぜロ推進店

## 登録証

店舗名表示欄

登録番号

○○○○○○○

登録年月日

平成○○年○○月○○日

大阪市長

## 「大阪市食べ残しぜロ推進店舗」登録内容変更届

大阪市長様

届出者（代表者）

住 所：

氏 名：

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪市食べ残しぜロ推進店舗の登録内容の変更について、要綱第5条第1項の規定により提出します。

本書に記載する基本情報及び取組内容について、大阪市のホームページ等に掲載されることに同意します。

### 1 基本情報（変更後の内容をご記入ください。）

店舗名				
店舗区分 (該当する□にチェックしてください。複数選択可)	<input type="checkbox"/> 和食	<input type="checkbox"/> イタリア料理	<input type="checkbox"/> フランス料理	<input type="checkbox"/> 中華料理
	<input type="checkbox"/> ラーメン	<input type="checkbox"/> アジア・エスニック	<input type="checkbox"/> うどん・そば	<input type="checkbox"/> すし
店舗所在地	<input type="checkbox"/> カレー	<input type="checkbox"/> 焼肉	<input type="checkbox"/> お好み焼・たこ焼き	<input type="checkbox"/> パン
	<input type="checkbox"/> 惣菜	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
電話番号（担当者）	<input type="checkbox"/> テイクアウト専門店 <input type="checkbox"/> 宅配専門店			
ホームページ URL	〒　　— 大阪市　　区			
	(担当者： )			

### 2 取組内容（変更後の内容をご記入ください。）

チェック	« 取組内容 »
<input type="checkbox"/>	小盛りメニュー等の導入(例：小盛りメニュー、ハーフサイズの設定、ごはんの量の調節等)
<input type="checkbox"/>	食べ残した料理の持ち帰り（ドギーバックの活用等）の推奨
<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減の取組（3010運動等）のポスター掲示等の啓発
<input type="checkbox"/>	フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング） の活用      ※活用しているフードシェアリング〔 〕
<input type="checkbox"/>	上記以外の食品ロスの削減に向けた店舗独自の取組 〔 〕

※（追加する場合）取組を行っていることを証する資料（例：上記取組が記載されたメニュー表、掲示しているポスター等）を添付してください。

## 「大阪市食べ残しぜロ推進店舗」取組中止届

大阪市長様

届出者（代表者）

住 所：

氏 名：

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「大阪市食べ残しぜロ推進店舗」の取組の中止について、要綱第6条第1項の規定により提出します。

### 1 中止する登録店舗

店舗名	
店舗所在地	〒 一

### 2 中止する理由 (差し支えない程度でご記入ください。)

{ }

### 3. 担当者（連絡先）

氏 名：

電話番号：

<添付書類>

登録証